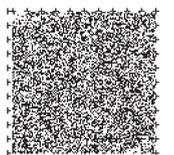


第3章

施策の方向



第3章

施策の方向

第3章 施策の方向

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

近年、情報化、国際化の急激な進展はもとより、これまで経験したことのない大規模災害や感染症の発生等、先を見通すことが難しい時代になってきています。

こうした予測困難な時代を、全ての青少年が自立して生き抜くことができるよう、育成していく必要があります。

基本目標Ⅰ 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる



(施策の方向)

- (1) 学力の向上
- (2) 体力の向上
- (3) 豊かな心・人権意識の醸成
- (4) 様々な体験・交流活動の推進
- (5) 青少年アンビシャス運動の見直し
- (6) インターネット適正利用の推進

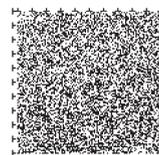
急速に変化する社会に対応するためには、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解くだけでなく、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して、解決に向けて行動し、意見を表明していくことが重要です。

そのために、まずは、基本的な知識や技能とこれらを活用する能力を含む「学力」、活動の源でもある「体力」、自尊感情や生命を大切に作る心、人権を尊重する心といった「豊かな心」をバランスよく育むとともに、様々な体験・交流活動を通じて、自己肯定感を高め、コミュニケーション能力等を養うことが大切です。

○ 現状・課題(学力)

- ・全ての子どもが等しく学校教育のICT[※]化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。

※ ICT:Information and Communication Technology(情報通信技術) の略。情報処理・通信に関連する諸分野の技術、設備、サービスの総称。



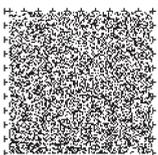
- 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- 学童期に、基礎的な「読む力」、「書く力」、「計算する力」等を習得し、活用することが、その後の長期にわたる学習にとって重要となります。
- 本県の子どもの学力について、文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2021(令和3)年度)における標準化得点は、公立小学校及び公立中学校の全教科区分で、調査開始以来、初めて、全国の平均より高い結果となっています。
- 学力向上に向け、取組を行う市町村、学校への支援のほか、大学等の地域の教育資源を活用した学習活動の推進等、様々な取組を強化する必要があります。
- 現在、ICTがあらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力を子どもたちに身に付けさせることが求められています。

○ 現状・課題(体力)

- 体力は、人間のあらゆる活動の源であり、子どもたちの健全な成長、発達を支え、より豊かで充実した生活を送る上でも重要であり、学ぶ意欲や気力の充実にも深く関わります。また、豊かな人間性の育成等、心の教育に果たす役割も大きいと言えます。
- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2021(令和3)年度)では、小学校及び中学校の男女全ての区分で全国平均を上回っていますが、体育の授業以外で運動やスポーツをしない子どもがいるという課題があります。
- 子どもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- 生涯を通じて運動やスポーツに親しむ基礎づくりとなる運動部活動において、指導者の資質向上と部活動指導員や地域人材等の活用が求められています。

○ 現状・課題(豊かな心・人権意識)

- 豊かな情操、人権意識、自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性、公共の精神等を育むことは、子どもが自立した社会生活を営む上での基礎となるものです。
- 学校、地域、家庭、職場等の社会生活のさまざまな場面で、同和問題(部落差別)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別が見られます。また、インターネットを介した誹謗中傷やいじめ等の問題が深刻化する等、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、人権を尊重する意識や態度等、豊かな人権感覚を身に付けることが大切です。また、そのことが、具体的な態度や行動に現れるようにすることも大切です。



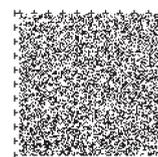
- 一人ひとりの多様性が尊重され、全ての人々が包摂される社会を形成していくための素地を育てていくことが重要です。
- 自尊感情は精神的な健康の基礎となるものです。子どもたちが自分の価値を認め、自信を持って成長できるよう、育てていく必要があります。
- 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- 生命の尊さを学び、生命を大切にできる教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進していくことが重要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて発信された「多様性と調和の大切さ」に対する理解を深め、共生社会を築いていくため、障がい者スポーツのさらなる普及拡大を図ることが必要です。
- 幼少期から読書をしたり、様々な文化芸術に触れたりすることは、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高める等、豊かな人間性を養う上で大きな役割を果たすことから、地域や学校等との連携により、読書活動の推進や文化芸術に触れる機会の充実が必要です。

○ 現状・課題 (体験・交流活動)

- 子どもの生活において、集団による外遊びや年齢の異なる仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験等の機会が減少しています。
- 様々な活動をしている地域や企業の大人、異年齢の青少年とより広く関わりを持ち、その刺激を受けることで、自分の可能性を見つけるチャンスが増えていきます。
- 集団的な遊びや自発的、能動的な体験活動を通じて、青少年が自己有用感、自己肯定感を高め、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- 放課後に行われる遊びやお手伝い等といった生活体験が豊富な子どもほど、自律性、積極性、協調性が高い傾向です。
- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、子どもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、子どもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

○ 現状・課題 (青少年アンビシャス運動)

- 本県では、家庭や地域の教育力の低下、週5日制の実施等の変化を踏まえ、青少年の育成に取り組む県民運動として、2001(平成13)年に「青少年アンビシャス運動」を開始しました。その後、少子高齢化、国際化、情報化が急激に進行し、青少年を取り巻く状況は大きく変化していることから、状況に即したものになるよう、「青少年アンビシャス運動」を見直していくことが必要です。



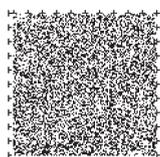
○ 現状・課題（インターネット適正利用）

- ・急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現等に伴い、青少年が過ごす場としてのインターネット空間の存在感は格段に大きくなっています。
- ・教育や行政、医療等、あらゆる分野でデジタル化が加速する中、インターネット利用の利点を拡大し、弊害を縮小していくことが求められています。
- ・乳幼児期においては、スマートフォン等に接触することによる発達への影響が懸念されており、適切な利用に向けて保護者への働きかけが必要です。
- ・インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。
- ・スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、青少年や保護者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。

○ 施策の方向

（1）学力の向上

- ・県内どの地域に居ても格差なく、しっかり学ぶことができるよう、日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するために必要なICT環境の整備を図ります。
- ・ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- ・各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細かな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。
- ・確かな学力の定着に向け、指導体制・指導方法の改善、習熟度別指導等の少人数指導を推進します。
- ・義務教育段階の一貫した指導方法が継続できるよう、小学校と中学校が連携・協働した学習指導等の取組の充実を通して、授業の質の向上を図り、子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化に向けた取組を推進します。
- ・コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組を進めます。
- ・地域と学校の連携・協働の下、学習習慣の定着や学ぶ意欲の喚起を図るため、学校支援や放課後等の学習活動に取り組む市町村を支援します。

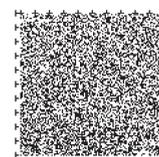


(2) 体力の向上

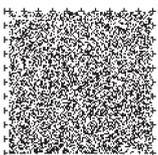
- ・ 運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに向けた取組を推進します。
- ・ 本県の子どもたちの体力・運動能力の維持・向上及び運動やスポーツをする習慣の定着に向け、各学校において、子どもたちの実態に応じて体力向上を目指す「1校1取組」運動の充実を図ります。
- ・ 地域において、子どもが運動やスポーツに親しむことができるよう、学校と総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を推進します。
- ・ 県内のプロスポーツ選手やトップアスリートによるスポーツイベントの開催、派遣等スポーツに親しむ機会を提供します。
- ・ 生涯にわたって運動やスポーツをする習慣の基礎づくりを推進するため、運動部活動における適切な運営、部活動指導員等の活用により、生徒にとって望ましい環境を構築します。
- ・ スポーツ指導者の確保、高い指導力を有した指導者の養成を図るため、関係機関・団体と連携した研修の機会を確保します。

(3) 豊かな心・人権意識の醸成

- ・ 学校や地域、家庭において、人権問題に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。
- ・ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- ・ 部落差別のない社会を実現することを目的に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実や教育・啓発を推進します。
- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ・ 県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターにおいて、常設展示や同和問題啓発強調月間、人権週間行事における啓発事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通して「自分を大切にする心」や「思いやりの心」、「人を尊敬する心」、「感謝の気持ち」、「家族を大切にする心」等を育てる心の教育を推進します。



- ・「特別の教科 道徳」において、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。
- ・子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。
- ・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。
- ・子どもの最善の利益が尊重されるよう、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、児童虐待の防止等の人権施策を推進します。
- ・子どもの基本的人権を守るため、18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を推進します。
- ・就学期の子どもたちを対象に、障がい者スポーツへの理解を深めるため、障がいの有無に関わらず、分け隔てなくスポーツを楽しめる場を提供します。
- ・次代を担う子ども、若者が優れた文化芸術や郷土の伝統文化に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・創作する機会や、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- ・「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。
- ・保護者への啓発のため、保育所・幼稚園や小学校、公民館において、地域の読書ボランティアの活用を図ります。
- ・公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。
- ・学校教育において、犯罪被害者等が命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会等を行い、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成と規範意識の向上を図ります。
- ・児童約200人が2泊3日の柔剣道合宿を行い、訓練や参加少年同士の交流・交歓活動等を通じて目標を持った「志」のある少年の育成を図ります。



(4) 様々な体験・交流活動の推進

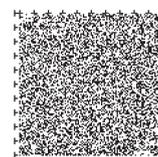
- ・子どもたちの集団による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験等の取組を推進します。
- ・子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。
- ・放課後に子どもの生活習慣の定着や協調性等を育むために、学校外の下校から登校までの生活の場を地域住民の支援の下で提供する通学合宿を推進します。
- ・小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施します。
- ・食や食を支える農林水産業に対する理解を深めてもらうために、農林漁業体験ツアーを実施します。
- ・自然観察会、植樹、キャンプ、登山、環境美化活動などに取り組む緑の少年団を支援します。
- ・福岡県緑化センターによる「子ども緑の教室」の開催等、子どもたちに自然に触れ、緑の大切さを感じる機会を提供します。
- ・地域の高齢者、学生、NPO、民間企業等、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・活動し、放課後の様々な体験活動を実施することにより、子どもの主体性や協調性を育みます。
- ・多様な価値観を理解することができるグローバルな視点を持った青少年を育成するため、囲碁やスポーツを通じた青少年交流を実施します。

(5) 青少年アンビシャス運動の見直し

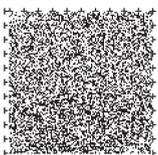
- ・現行の運動の成果を踏まえ、子どもの体験・交流活動がさらなる自立心を育て、夢の実現を後押しするものとなるよう、発展的に見直します。

(6) インターネット適正利用の推進

- ・「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、県民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、フィルタリングサービスやインターネットの適切な利用を促進し、青少年が安全かつ安心してインターネットを利用できる環境をつくります。
- ・乳幼児がスマートフォン等の携帯端末を使用することによる影響等について、乳幼児健診等の機会を利用し、保護者に対し啓発を行います。



- ・スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性、各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- ・情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。
- ・インターネットによる人権侵害については、名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人ひとりがルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないように、法務局等の関係機関と連携し啓発を推進します。また、児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。
- ・ネットトラブルを抱える子どもが匿名で相談できる窓口を設置し、トラブルを抱えて悩む子どもの早期支援を図ります。
- ・ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。
- ・青少年が悪質なサイトを利用し、被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリング等の広報啓発活動を推進します。
- ・サイバーパトロールにより、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起や重大な犯罪被害等に巻き込まれる可能性のある少年を補導し、犯罪被害の防止を図ります。



コラム
1

地域の伝統文化の魅力子どもたちへ ～土屋神楽講における「神楽教室」の取組～

土屋神楽は、吉富町の土屋地区に伝わる神楽で、毎年10月14日の壺神社の秋季大祭で奉納されています。起源は1787年と伝えられ、豊前地方の民間神楽の中では古い歴史を有する神楽です。江戸、明治、大正と伝承されてきた神楽でしたが、昭和30年代後半、後継者不足のためやむなく休止となりました。その後、復活に向けて元講員の指導のもと平成6年に同団体が設立され、現在では、秋季大祭だけでなく、町内の春祭りや公共施設など、毎年10か所以上で神楽奉納を行っています。

同団体では、小学生を対象とした「神楽教室」を毎月2回程度開催しており、主に土屋神楽の舞い(所作)を指導しています。この「神楽教室」は20年が経ち、子どもたちに地域の伝統文化を伝承する場になっているとともに、大人からの指導などを通じて、子どもたちが社会性や礼儀作法を身に付ける場ともなっています。

神楽教室に通っていた子どもたちの中には、今では、同団体の一員として活躍している方もいます。

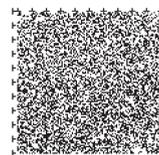
【令和3年度「福岡県青少年健全育成対策推進本部長顕彰」を受賞】



土屋神楽



神楽教室の様子



コラム 2

安全、安心なネット利用に向けて

～中高生ICTサミット～

県では、「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、学校やPTA、通信事業者、NPO、警察、教育委員会等が一体となって、青少年のインターネット適正利用を推進しています。

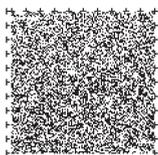
その取組の一つとして、中・高校生がスマートフォンやインターネット利用のルールやマナーについて議論する「中高生ICTサミット」を開催しています。サミットには大学生もファシリテーターとして参加し、中・高校生の議論をサポートします。

令和3年度は、「ネットリテラシーについて考える」をテーマにグループワークを行い、「考える・聞く・伝える」といったコミュニケーションを意識しながら議論を深めました。参加した中・高校生からは、「スマートフォンやインターネットを使用する際、何に気を付けて利用すればよいのか、改めて考える機会となった。」「インターネットの正しい使い方について、クラスや友人、家族に広げていきたい。」といった感想が寄せられました。

このサミットを通じて、中・高・大学生が、インターネットの適正利用を自らの問題として主体的に考え、安全にインターネットを利用できる能力を身に付けることが期待されます。



中高生ICTサミット（オンライン）



基本目標2 青少年の健康と安全・安心を確保する



(施策の方向)

- (1) 健康教育の推進
- (2) 安全教育の推進
- (3) 相談体制の充実

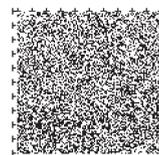
青少年が、自分自身の心身の健康を維持・増進するとともに、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守ることができるよう、発達段階に応じ、健康教育や安全教育を推進することが重要です。

○ 現状・課題 (健康教育)

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等を通じて、規則正しい生活リズムや生活習慣を身に付けることは、子どもの心と体が健やかに発達していく上で重要です。
- ・栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病等の健康課題が見られ、学ぶ意欲や体力の低下の一因となっていると考えられています。
- ・メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、子どもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめ、SARS、MERS等の新興感染症の多くは人獣共通感染症です。これに対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく取組が重要です。

○ 現状・課題 (安全教育)

- ・2020(令和2)年に、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の被害に遭ったことにより保護された児童数は242人であり、近年はSNSに起因した児童買春、児童ポルノ製造等による性的被害が依然として後を絶たない状況にあります。
- ・2020(令和2)年の性犯罪の認知件数(警察に被害の届出がなされた件数)は228件であり、被害者の約54%が20歳未満となっています。
- ・性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育を行っていくことが重要です。



- ・ 交際相手からの暴力である「デートDV」の認知度について、「言葉も、その内容も知っている」割合は、女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要があります。
- ・ 飲酒運転撲滅意識の更なる醸成に向け、飲酒運転の危険性等をより深く理解させるための交通安全教育及び広報啓発活動を推進することが必要です。
- ・ 将来、安全な交通行動を実践することができる社会人を育成するため、学校・家庭内における日常的かつ恒常的な交通安全教育、基本的な交通ルールを身に付けさせる参加・体験・実践型の交通安全教育等の取組が必要です。
- ・ 成年年齢引き下げに伴い、18歳以上であれば、保護者の同意なく契約を結ぶことができることから、一層、消費者教育や消費者保護等の取組を推進する必要があります。
- ・ 2020(令和2)年に大麻事犯で検挙補導された少年に対する実態調査では、有害性の認識が低く、動機は「誘われて」が最多でした。このため、大麻に特化した取組の強化が必要です。
- ・ 暴力団への加入防止及び暴力団が関与する薬物事犯やSNSを用いた犯罪等からの被害防止を図るため、県内の中学校、高等学校等の生徒を対象に、継続して暴力団排除教室を開催する必要があります。
- ・ 全国で登下校中の子どもが交通事故や不審者等による事件の被害者となる事態が発生しているほか、大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており、子どもの安全確保が課題となっています。

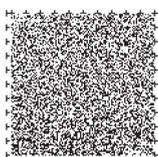
○ 現状・課題(相談体制)

- ・ 内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(2020(令和2)年度)において、女性の6人に1人が、交際相手から被害を受けたことがあると回答しています。また、交際相手からの暴力被害経験がある女性の約3割が、被害についてどこにも相談しなかったと回答しています。
- ・ 青少年及びその家族が、学校内、外において安心して相談でき、適切なアドバイスをもらえる相談機関を充実させ、周知することが必要です。
- ・ メールやSNSは、青少年にとって身近なツールであることから、これらを活用することによる相談体制の充実の検討が必要です。

○ 施策の方向

(1) 健康教育の推進

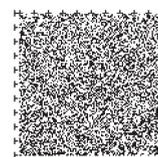
- ・ 生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるよう、各教科、学校行事等の教育活動全体を通して、学校保健、学校安全、食育等の健康教育を計画的・組織的に推進するとともに、家庭や地域と連携・協働し、睡眠や食生活等の望ましい生活習慣を定着させる取組を推進します。



- ・市町村と県が連携して、発達段階ごとの育児小冊子を作成し、これに早寝早起きの習慣や規則正しく食事をとることなどを記載し、保護者に対して生活習慣を身に付けることの重要性について、理解促進を図ります。
- ・教職員を対象とした食に関する指導の研修を充実し、学校における食育活動を推進します。
- ・性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門医（産婦人科医・精神科医）による健康相談を実施するとともに、教員や保護者に対し、指導助言を行います。
- ・「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発や児童生徒に対する教育等を推進します。
- ・関係機関と連携した外部講師の有効活用を促し、学校におけるがん教育を推進します。

(2) 安全教育の推進

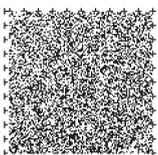
- ・学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実を図ります。
- ・ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。
- ・性犯罪の被害を防止するため、その前兆とされる声かけ・つきまとい等に対応するとともに、様々な情報発信ツールによる広報啓発、子どもに対する自己防衛教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。
- ・学校等に性暴力対策アドバイザーを派遣し、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育・啓発を推進します。
- ・中学生や高校生、大学生等の若年層に対し、様々な機会を活用して、交際相手からの暴力の防止に関する啓発を行い、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。
- ・県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅に係る交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。
- ・地域の実情に応じて、関係機関・団体と連携し、交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。
- ・消費者自らが適切に判断・行動できるよう情報提供を充実するとともに、消費者被害に遭いやすい若年者に対し、市町村や教育機関等と連携して消費者教育・啓発を推進します。
- ・小・中・高等学校等での薬物乱用防止教室の実施と内容の充実を図ります。
- ・大麻乱用防止教育用動画を作成し、中学校での啓発を行います。
- ・薬物の乱用防止のため、教員を対象とした研修を実施します。
- ・大麻や危険ドラッグ等の危険性と乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、暴力団等による密売事件の取締りを強化します。



- ・ 少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化するとともに、被害防止に向けた各種広報啓発活動を推進します。
- ・ 万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させます。また、保護者に対しても、少年非行の現状や家庭教育の大切さなどを広報啓発、講話することにより、その重要性を再認識させ、少年の非行防止及び健全育成を図ります。
- ・ 中学生や高校生等の青少年に対し、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪による被害防止のため、継続した暴力団排除教室を実施します。
- ・ 自然災害から身を守るため、学校において避難訓練を実施するとともに、子どもが自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

(3) 相談体制の充実

- ・ 子どもの発育・発達やこころの健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実を図ります。
- ・ 子育て等に関する様々な悩みや相談に対応するとともに、必要な情報提供に努めます。
- ・ 児童生徒のコミュニケーション手段として利用が進むSNSにより、様々な悩みや不安等に対応する教育相談を実施します。
- ・ 性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けられることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、被害直後からの総合的支援に取り組めます。
- ・ ネットトラブルを抱える子どもが匿名で相談できる窓口を設置し、トラブルを抱えて悩む子どもの早期支援を図ります。
- ・ 自殺を考えている人の悩みを傾聴する相談窓口を設置し、不安軽減を図ることで自殺防止に取り組めます。また、若年層が利用しやすいSNS相談窓口を設置します。
- ・ 思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
- ・ 困難を抱えながら相談機関に自ら支援を求めることが難しい若年女性に対し、夜間見回りによる声かけや、電話・メールによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施します。
- ・ 子どもや若者の支援に関し地域住民が相談できる窓口を設置し、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行います。



基本目標3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす



(施策の方向)

(1) キャリア教育の推進

(2) 就労支援の充実

(3) 社会参画の推進

(4) ジェンダー平等・男女共同参画の推進

(5) 特別支援教育の推進

(6) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

青少年が社会的・経済的に自立するため、その基盤となる態度や能力を形成するとともに、就労を支援し、様々な社会参画を促進することが重要です。

○ 現状・課題 (キャリア教育)

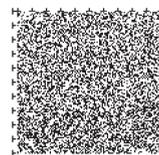
- ・ 学校教育において、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることが大切です。
- ・ 青少年の社会的自立に向け、社会の仕組みやルールについて学び、早い段階から社会への関心や興味を高め、自ら主体的に将来について考え、社会人として必要な能力・態度を身に付けるキャリア教育※の充実が求められています。

※ キャリア教育: 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。この場合において「キャリア発達」とは、職業上の意味にとどまらず、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程全体を指す。

- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。

○ 現状・課題 (就労支援)

- ・ 本県の新規学卒者の就職率は高い状況にありますが、卒業後、就職した者のうち、3年以内に離職する割合は全国平均よりも高くなっています。
- ・ 求職者一人一人の置かれた状況に応じた就労支援が求められます。
- ・ 学校生活を終えた青少年の一部には、様々な要因から無業や不安定な就労状態となっている者もあり、本人はもとより、家族に対する支援も重要です。
- ・ 若者が自信を持って社会で生きていくことができるよう、就労を支援している機関や団体と連携することが必要です。



- ・新規学卒者や離転職者等の円滑な就職を支援するため、地域ニーズに対応した職業訓練を実施する必要があります。

○ 現状・課題 (社会参画)

- ・社会や地域に関心を持ち、地域活動や福祉活動等のボランティア活動を通じて社会の構成員として様々な分野で貢献する青少年の育成が求められます。
- ・社会の一員として青少年の社会参画を促すため、青少年が自らの意見を自由に発表できるよう、青少年の意見表明の機会を確保することが必要です。
- ・環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築に向け、青少年が自らの環境について考えて行動し、よりよい環境を将来へ引き継いでいくことが重要です。
- ・一人一人が民主主義を担う主権者であり権利と責任を持っているという意識を身につけることができるよう、主権者教育の充実が必要です。
- ・若者が政治に関心を持ち、自らの意見を表明する機会として、積極的に選挙に参加するための啓発が必要です。
- ・租税の意義や役割を正しく理解し、社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てるため、租税教育の充実が必要です。

○ 現状・課題 (ジェンダー平等・男女共同参画の推進)

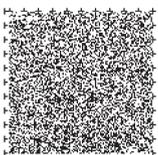
- ・社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進が必要です。
- ・本県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」(2019(令和元)年度)では、「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する人の割合が前回の調査(2014(平成26)年度)から5ポイント増加する等、固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていきます。一方で、約4割の人が、依然として固定的な性別役割分担意識を持っています*。

引き続き、ジェンダー平等・男女共同参画への理解促進のため、家庭、学校、地域、職場での啓発、教育の充実が必要です。

※「男は仕事、女は家庭」という考えに対する意見「男女共同参画社会に向けての意識調査」

今回：賛成 40.7% 反対 56.7%、前回：賛成 47.5% 反対 51.5%

- ・男女にかかわらず共に責任を持って子育てに関わることで、ジェンダー平等・男女共同参画を理解する子どもの育成を図るとともに、子どもにとっても安定した家庭生活を築くことが求められています。
- ・性の多様性に対する無理解や偏見によって、個性と能力を十分に発揮できず、生きづらさを感じている人々もいます。多様性を尊重し、性同一性障害や性的指向・性自認に係るきめ細かな対応が求められています。



○ 現状・課題（特別支援教育）

- ・ 本県における特別支援学校の在籍者数は、2017（平成29）年度の5,945人から2021（令和3）年度には6,440人に増加し、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。
- ・ 障害者の権利に関する条約^{※1}に掲げられたインクルーシブ教育システム^{※2}の理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
 - ※1 障害者の権利に関する条約：障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約
 - ※2 インクルーシブ教育システム：障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望に向かって成長できるよう、発達障がいや精神障がいを含め、その種類や程度、一人一人のニーズに応じた適切な指導や継続性のある支援の充実、さらには環境づくりが必要です。

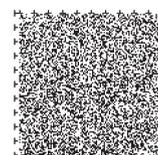
○ 現状・課題（不登校・ひきこもり等）

- ・ 本県の小・中学校における不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。2020（令和2）年度の本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校が23.3人、高等学校が15.4人で、いずれも全国平均を上回っています。
- ・ 全国的に増加傾向にある不登校児童生徒に対しては、個々の特性に応じた支援を通じて学校復帰を図るとともに、登校できない児童生徒への学習支援や特性に応じた社会的自立に向けた支援が重要になります。
- ・ 厚生労働省が2015（平成27）年度に実施した調査結果から推計すると、本県の15歳から39歳までのひきこもり推計数は、2.2万人となります。
- ・ 電話・SNS相談の24時間相談対応の推進やひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、行政・民間団体・NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援することが必要です。

○ 施策の方向

（1）キャリア教育の推進

- ・ 小・中・高等学校の各段階、特別支援学校及び大学において、地元の企業・経済団体等と連携した教育を通して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えるようにするためのキャリア教育を推進します。



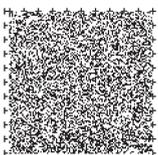
- ・大学生等の県内企業や県庁におけるインターンシップを推進し、自身の職業適性やキャリアについて考える機会を提供することで、学生の職業観の育成を図ります。
- ・結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、若者が自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。

(2) 就労支援の充実

- ・長期間のインターンシップや、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動、特別支援学校でのICTを活用した就職につながる学習・就職支援等を推進します。
- ・職業に必要な技能を習得させ、就職に結びつけるための職業訓練を実施します。
- ・ものづくり離れが進む中、技能の素晴らしさや大切さを伝え、技能が尊重される気運を高めます。
- ・若者就職支援センターにおいて、きめ細かな就職支援を行うとともに、若者のニーズを踏まえ、Web活用型の相談やセミナー等を充実させます。センターでの支援により就職した大学新卒者等について、就職後のフォローアップ等により定着支援を行います。
- ・求人情報だけでは伝わらない本県の企業の魅力、経営者や採用担当者の想い等を県内外の若者に伝えマッチングに結び付けられるよう、Webの力も活用し、求職者と地元企業との出会いの場の提供やインターンシップ実施等、県内企業と若者の接点づくりを強化します。
- ・高校において、求人開拓や生徒面談等の支援強化を図るとともに、早期離職を防ぐためにも、生徒のうちから必要な勤労観・職業観の育成を行います。また、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
- ・若者サポートステーションにおいて、学校卒業後や離職後に一定期間無業の状態となった方に、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験、集団活動への適応力を養うボランティア活動等の機会を提供し、職業的自立を支援します。
- ・進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。

(3) 社会参画の推進

- ・地域における社会貢献活動や学びを通して、自尊感情を高め、社会の一員としての自覚(役割や責任)の向上を図ります。



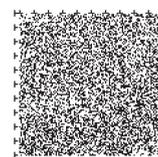
- ・ 県民、事業者、NPO・民間団体等、多様な主体との協働により、脱炭素社会の実現に向けて省エネルギー・省資源の取組や次世代を担う子どもたちへの環境教育を進めていきます。
- ・ ボランティア活動に参加するための機会の充実を図ります。
- ・ 青少年の意見や個性ある取組を公表できる場づくりを進めるとともに、各種審議会や協議会等において、青少年の参画促進を図ります。
- ・ 青少年が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中で生物多様性に配慮した行動を選択できるよう普及・啓発を進めます。
- ・ 若年者が積極的に選挙に参加するための啓発を進めます。
- ・ 児童、生徒等に対する租税教育を推進し、税に関する正しい知識と理解を深めます。

(4) ジェンダー平等・男女共同参画の推進

- ・ ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画への理解を促進するため、啓発・教育の充実を図ります。
- ・ 男女平等の歴史的な進展や国際的な状況等への理解を促すとともに、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばすジェンダー平等・男女共同参画教育を推進します。
- ・ 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。

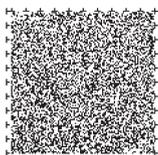
(5) 特別支援教育の推進

- ・ 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- ・ 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、県立特別支援学校3校を新設する等、特別支援学校に入学する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。
- ・ 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した連続性のある指導及び支援の充実を図ります。



(6) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

- ・ 不登校について、未然防止・早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含む校内全ての教職員で、それぞれの専門性を活かしながら相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ・ 日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、不登校の子どもへの個々の状況に応じたきめ細かな支援を通じて学校復帰を図るとともに、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間団体との連携やICTを活用した学習支援を行う等、多様な教育機会を確保しながら社会的自立への支援の充実を図ります。
- ・ 児童生徒のコミュニケーション手段として利用が進むSNSにより、様々な悩みや不安等に対応する教育相談を実施します。
- ・ 高等学校の不登校生徒等に学習の場を提供し、学業の継続を支援する学習支援センターの運営に対する支援を行います。
- ・ 福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの子ども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信等の支援を行うほか、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の子どもへの社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成等に取り組みます。
- ・ 地域のひきこもり支援の拠点である「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応するとともに、身近な市町村で適切な支援につなげるため、地域の関係機関とのネットワークの構築を推進します。
- ・ 市町村の職員やひきこもり支援に関心がある人を対象に研修を実施し、適切な支援を行える人材の養成とひきこもり支援の質の向上を図ります。
- ・ 進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。



コラム
3

大学が一体となった不登校支援

～「不登校・ひきこもりサポートセンター」の取組～

福岡県立大学の「不登校・ひきこもりサポートセンター」では、不登校・ひきこもりの子どもや保護者、学校等からの電話や来所、巡回による相談事業などを行っており、筑豊地域だけでなく、北九州、福岡地域からも相談が寄せられています。

また、全国で唯一の大学内のフリースクールである「キャンパススクール」を学内に設置し、不登校の子どもたちへの学習支援や心理的サポートも行っています。

県立大学生は、1年次開講の「不登校・ひきこもり援助論」により、不登校の子どもへの援助方法や課題を抱えた子どもへの関わり方などを学び、「県大子どもサポーター」となって、学校に行けない、友達とも遊べないなどで、家に閉じこもりがちな子どもを多様な場で支援します。サポーターは授業等の合間を縫って、キャンパススクールのほか、地域の学校やイベント、スポーツ活動などで、身近なお兄さん、お姉さんとして、子どもと一緒に遊んだり、話したり、勉強をしたりします。プロではないボランティアの大学生が関わることで、子どもの自尊感情やコミュニケーション能力などを高めるとともに、子どもに一つの成長のモデルを示すことにも役立っています。

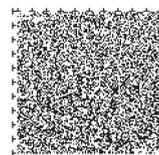
不登校・ひきこもりの子どもの社会的自立を目指すとともに、大学生も支援活動を通じて共に学び、成長していくことで、本県発展を担う「人財」となっていくことが期待されます。



キャンパススクールにおける学習支援の様子



オンラインで子どもと交流する学生



柱Ⅱ 未来を切り拓く青少年の応援

青少年一人一人が、自分の可能性に気づき、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢にチャレンジする青少年を応援することが必要です。

基本目標 1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する



(施策の方向)

- (1) 世界にはばたく青少年の応援
- (2) 外国語能力の向上
- (3) 異文化理解力・対応力の向上
- (4) 郷土の魅力学ぶ活動の推進

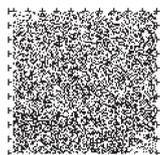
グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重しながら、他者と協働することができる青少年が求められています。

○ 現状・課題 (世界にはばたく青少年)

- ・ 本県の将来を担い、豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持って、国際的に活躍する人材の育成が求められています。
- ・ 国際的に活躍する人材の育成を推進するため、海外体験プログラムへの参加や海外の大学への留学を目指す青少年を支援する取組が必要です。
- ・ 世界24か国・地域に海外福岡県人会があり、本県と現地との交流の懸け橋となっています。また、本県が福岡市、地元経済界と協力して支援している国連ハビタット福岡本部は、アジア・太平洋地域の開発途上国17か国・地域で居住環境の改善事業に取り組んでいます。さらに、本県は、姉妹提携・友好提携を締結する地域と交流を進めており、こうした交流の基盤を活かして、国際的に活躍する人材を育成することが必要です。

○ 現状・課題 (外国語能力)

- ・ 「青少年県民意識等調査」(2020(令和2)年度)では、小学生・中学生の7割、高校生・大学生の6割が、海外留学や海外で仕事をしたいと思っておらず、その理由等としては、小・中・高校生及び大学生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。



- ・ 経済や文化等、様々な面で国際化が急速に進む中、異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協働していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。
- ・ 本県では、公立中学校において英検3級程度以上、県立高校において英検準2級程度以上の実力を有する生徒の割合が約5割にまで増加しています。引き続き、英語教育の充実を図る必要があります。

○ 現状・課題（異文化理解力・対応力）

- ・ 「令和元年度子供・若者白書（内閣府）」によると、国際社会の一員として必要な「異文化理解力・対応力」について、「十分身に付けていると思う」又は「ある程度身に付けていると思う」と回答した日本の若者は約3割となっており、調査対象国の中では最も低くなっています。
- ・ 青少年が世界をもっと身近に感じることができるよう、様々な国の人々と交流し、言語の壁を越えて互いに自分の意志や感情を伝え、意思疎通できる感動を味わえる体験の場づくりが必要です。

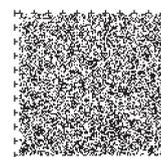
○ 現状・課題（郷土の魅力学ぶ活動）

- ・ グローバル化の時代を生きる青少年は、「世界の中の日本」を十分に自覚し、活動する必要があります。そのためには郷土や日本の歴史、文化、地理を深く学び、それらを背景とする考え方、価値観等を十分に理解し、大切にすることを育てる必要があります。

○ 施策の方向

（1）世界にはばたく青少年の応援

- ・ 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍する青少年を育成するため、海外に留学し学位取得を目指す学生への奨学金の交付や、県内の高校や大学が実施する海外体験プログラムに参加する高校生、大学生を支援します。
- ・ 大学生、専修学校生を海外の福岡県人会（企業県人会）に派遣し、海外ビジネスに携わる県人会会員の協力を得て海外でのビジネス体験の機会を与えることにより、海外でも主体的に考え、行動することができる人材を育成します。
- ・ 友好提携地域と連携し、海外との交流に意欲的な高校生に英語でのディスカッションや海外派遣の機会を与えることにより、国際感覚を持ち、将来的に英語でコミュニケーションができる人材を育成します。
- ・ 県内企業の若手経営者や大学の若手研究者等を開発途上国に派遣し、現地の課題や国連ハビタットの取組等を実体験させることにより、自社や大学が有するノウハウ・技術を用いて途上国の課題解決に貢献できる人材を育成します。



- ・ 海外の青少年と寝食を共にしながら、現実に起きている課題に協力して対応する国際ワークキャンプに県内の青少年を派遣します。
- ・ 県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感するとともに、現地で活躍する人たちと交流する機会を提供します。
- ・ 世界トップクラスの海外の大学と連携し、英語による異文化理解教育プログラムをオンラインにより実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。

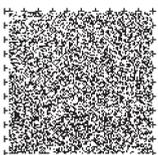
(2) 外国語能力の向上

- ・ ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育の実施、A L T の効果的な活用等により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- ・ グローバル化に対応できる青少年育成を推進するため、英語によるディベートやプレゼンテーション等、英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、I C T を効果的に活用する等、英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。
- ・ 子どもの異文化理解を深め、国際感覚を高めるため、英語でのコミュニケーション等による異なる文化背景をもつ人々と英語を通して触れ合う体験活動を推進します。
- ・ 高校生の英語教育の充実を図るため、英語の学習意欲と実践的英語コミュニケーション能力の向上を図る取組を支援します。

(3) 異文化理解力・対応力の向上

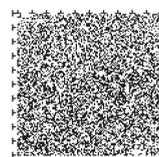
- ・ 世界の多様な生活習慣や歴史、文化、価値観等を学ぶ国際理解教育の充実を図ります。
- ・ グローバル化等の変化の激しい社会を生き抜くためには、新しい価値を生み出す創造性やチャレンジ精神等が求められます。このため、大学、企業等と連携し、創造力を育成する学習や体験活動を通して、子どもたちに困難な課題を解決する能力やコミュニケーション能力等を身に付けさせます。
- ・ 様々な国の子どもたちのホームステイ受入れや地元大学留学生との交流、国際大会への参加等を通じて、世界の多様性に対する青少年の理解を深めます。
- ・ 異文化を理解する国際的な視野を広げ実践的なコミュニケーション能力を育成するため、海外研修や海外への留学を支援する取組や在日留学生等との交流を促進する取組を推進します。
- ・ 県が設立している三公立大学法人^{*}において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、アジアをはじめ世界の大学との学術交流、外国人留学生の受入れ等を促進します。

^{*} 三公立大学法人：公立大学法人九州歯科大学（北九州市）、公立大学法人福岡女子大学（福岡市）、公立大学法人福岡県立大学（田川市）のこと。



(4) 郷土の魅力を学ぶ活動の推進

- ・ 青少年が、歴史、文化等を身近に感じることができる教育の充実を図り、我が国や郷土の伝統を大切にすることを育む教育を推進します。
- ・ 地域の行事、郷土の歴史等を学び、体験し、学んだことを紹介できる場を設定するとともに、子どもたちが地域の産業にも興味、関心が持てる仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値を、楽しみながら学ぶことができるように、子ども向け体験プログラムの実施や世界遺産学習映像の制作・活用等に取り組みます。
- ・ 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の価値を分かりやすく伝え、次世代への継承や来訪促進を図るため、本遺産群について学ぶ講座等を実施していきます。



コラム
4

高校生を対象にスタンフォード大学の オンライン講座を開講

～ Stanford e-Fukuoka プログラム～

「世界から選ばれる福岡県」を実現するためには、異文化を理解し、多様なバックグラウンドの人々と通じ合える人材の育成が必要です。

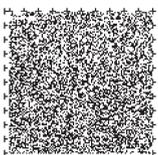
そのため、県では、在福岡米国領事館と連携し、世界トップレベルのスタンフォード大学が日本の高校生向けに開発・運営する英語による異文化理解教育プログラムを本県仕様にした「Stanford e-Fukuokaプログラム」を令和4年3月に開講しました。

「国際金融センターを目指す福岡に必要な条件」、「私が取り組むSDGs」、「シリコンバレーと起業家精神」など様々なテーマについて、スタンフォード大学のスタッフやゲストスピーカーによるディスカッションを中心とした講義をオンラインで受講できます。

県内の高校生に、よりハイレベルな学びの機会を提供することにより、福岡県の未来を担うグローバル人材を育成しています。



米国スタンフォード大学



コラム
5

グローバル人材育成の強化

～ネイティブ英語教員と英語活動指導員の活用～

県立高校では、ネイティブ英語教員、英語活動指導員などの外国人人材を積極的に活用し、国際共通語である英語の実践的コミュニケーション能力の向上やグローバル人材の育成強化を図っています。

ネイティブ英語教員とは、英語を母語とし、TESOL（英語以外の言語を母語とする人々のための英語教授法）等を用いて、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を総合的に育成する資質能力を有する教員です。普通科2校・英語科設置校4校に計6名配置しており、高度で実践的な英語指導を通して、生徒の総合的な英語力を向上させます。

英語活動指導員とは、イマージョン教育（未修得の言語を身に付ける学習方法の一つで、教科を英語で学ぶことで、自然と英語を習得する方法）を実践する指導員です。北九州・福岡・筑後・筑豊の各地区に1名計4名配置しており、教科内容の習得とともに、生徒が英語を使用する場面を増やし、論理的思考力、判断力及び表現力を育成します。

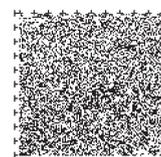
ネイティブ英語教員や英語活動指導員が配置された学校を対象としたアンケート調査からは、「英語学習や教科学習に対する興味関心や意欲が高まっている。」「理解が深まっている。」「現在の社会問題等を国内・国外の異なる視点から学ぶ面白さを感じている。」といった回答が得られており、外国人人材の活用の成果が表れています。



英語活動指導員によるチームティーチングの授業
(小郡高等学校)



ネイティブ英語教員による英語の授業
(香住丘高等学校)



基本目標2 青少年の新たなチャレンジを応援する



(施策の方向)

- (1) 次世代の競技者や芸術家の応援
- (2) 個性や能力を伸ばそうとする青少年の応援
- (3) 次世代のリーダーとなる青少年の応援
- (4) 様々な分野で担い手となる青少年の応援

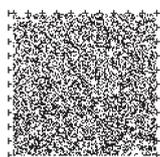
先を見通すことが難しい時代の中で、未知の事柄にチャレンジし、試行錯誤しながら自らの能力を磨こうとする青少年を応援します。

○ 現状・課題 (次世代の競技者や芸術家)

- ・ スポーツ、芸術の世界で活躍をめざす次世代の競技者や芸術家を応援する取組は、地域社会の活性化という観点からも重要です。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、54名もの本県ゆかりのアスリートが出場しました。各競技団体において競技適性の高いジュニアアスリートを早期に発掘するとともに、中央競技団体と連携し、世界に通用する一貫指導システムを構築することが重要です。
- ・ 少子高齢化等の社会状況の変化により、文化芸術の担い手の減少が危惧されています。芸術家等を目指す青少年に対し、学びや活動の場を提供する取組が必要です。

○ 現状・課題 (個性や能力の伸長)

- ・ 青少年が、自分の個性や能力に気づき、それをさらに伸ばすことができる取組を推進することが求められています。
- ・ 科学技術の発展、グローバル化や情報化等の変化の激しい社会において、これからの社会を支える意志と実践力を持った青少年の育成が求められています。
- ・ 青少年が困難な課題に直面したとき、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要です。



○ 現状・課題（次世代リーダー）

- ・ 急激に変化する社会の中で、青少年が自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、高い志と意欲をもって課題に向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら課題を解決することが求められます。
- ・ 企業、関係機関等と連携し、青少年が、自ら考え、議論し、解決策を導き出していく実践的な教育の場を設け、地域全体で、将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成する必要があります。

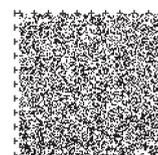
○ 現状・課題（様々な分野における担い手）

- ・ 商業、工業、農林水産業等の様々な分野において、これからの時代の変化にも対応できる担い手を育成する必要があります。
- ・ 社会人となった後も、恒常的なスキルアップや知識のアップデート等を目的とした学び直しの機会の充実が求められています。

○ 施策の方向

（1）次世代の競技者や芸術家の応援

- ・ オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。
- ・ 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組みます。
- ・ 全てのアスリートが質の高いコーチングを受けられることができる環境を整備するため、中央競技団体等と連携し、世界に通用するトップアスリートを育成する一貫指導システム（主として小・中・高・大学生年代）の構築を図るとともに、そのシステムを県内の指導者に普及します。
- ・ 競技団体や地域で活動する総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を推進するとともに、地域における指導者や支援者の育成を行います。
- ・ 東京2020オリンピック競技大会において正式種目となり注目を集めたスケートボードやBMX等のアーバンスポーツの普及振興を図るため、スポーツ教室の実施や指導者の育成に取り組むとともに、競技者同士の交流や競技力の向上を図るため競技団体と連携し、各種大会等の開催に取り組みます。



- ・アクロス福岡において、プロの音楽家を目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供等、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。
- ・大濠公園能楽堂において、子どもや能楽に親しんだことのない若者等を対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組めます。
- ・九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組めます。また、文化芸術活動を支える人材を育成するため、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター^{*}等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催します。
※ アートコーディネーター：文化施設や文化芸術団体における事業の企画、運営等を担い、地域・市民とアート・アーティストの橋渡しとなる人
- ・九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や体験学習を行います。

(2) 個性や能力を伸ばそうとする青少年の応援

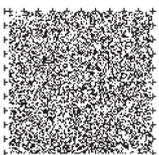
- ・全ての学習活動において、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を実践し、かつ全ての子どもに対して、個々に応じた最適で主体的な学習活動となるよう「子ども本位」の指導を行い、学ぶ意欲や自尊感情、向上心、チャレンジ精神、勤勉性、困難に立ち向かう心等を育成します。
- ・グローバル化、少子高齢化やDX等が急激に進展する中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった気概のある子どもを育てる教育の充実を図ります。
- ・プログラミング的思考力を育成するため、小・中・高等学校の発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。また、幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力を子どもにバランスよく身に付けることができるようSTEAM教育^{*}等の教科等横断的な学習を推進します。

※ STEAM教育：STEAMは、科学 (Science) 技術 (Technology) 工学 (Engineering) 芸術・文化・倫理等 (Arts) 数学 (Mathematics) の頭文字。各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育のこと。

- ・科学技術等における次代を担う人材を育成する取組等を通じて、子どもたちが持つ多様で特色ある能力や個性の伸長を図ります。
- ・青少年のチャレンジに対し、専門家の助言・指導等を行い、その実現を応援します。

(3) 次世代のリーダーとなる青少年の応援

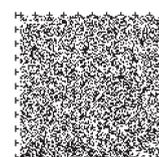
- ・世界や日本で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際等、多様な分野の講義を行う「日本の次世代リーダー養成塾」を開催します。



- ・アジア諸国からの奨学生と一緒に、将来のアジアがどう協力し発展させていくか議論を積み重ねることで、リーダーとして必要な多面的思考力、分析力を養います。
- ・現在、田川地域で実施している「田川飛翔塾」を参考とした次世代リーダー育成の取組を県内に広げていきます。
- ・海外の青少年と寝食を共にしながら、現実に起きている課題に協力して対応する国際ワークキャンプに県内の青少年を派遣します。
- ・県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感するとともに、現地で活躍する人たちと交流する機会を提供します。

(4) 様々な分野で担い手となる青少年の応援

- ・将来のIT人材育成を図るため、小学校、中学校、高校、大学それぞれのステージにおける人材育成事業を展開します。
- ・県立工業高校において、将来、半導体関連産業で活躍できる人材を育成します。
- ・ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材や業種横断的に活躍が期待されるICTリテラシー（ICTに関する知識、教養、能力）の高い人材の育成を強化します。
- ・デジタル、グリーン、新たな成長分野等での県民の活躍に向け、関係機関と連携して産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進します。
- ・県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、次世代自動車の普及に対応した整備技術の導入等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。
- ・在職者や求職者向けに、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で働くことの魅力を知る機会を提供するとともに、業界の基礎知識・専門知識等を身に付けスキルアップにつながる講座・訓練を実施します。また、職場体験等実習型の就業機会を増やすとともに、就職後の定着に向けた相談支援の提供等を行います。
- ・農林漁業一体となった就業希望者への相談・斡旋体制に加え、受入れ先での実践的な研修等、就業前後の支援を強化します。
- ・農業では、農業大学校を拠点にリカレント教育を導入し、農業用ドローンやAI、IoTといった先進技術に対応できる人材の育成を推進します。
- ・林業では、林業就業者の経験年数に応じた研修を実施し、安全で効率的な作業を実践できる人材を育成します。
- ・漁業では、経営の規模拡大等に対応できる経営感覚の優れた人材を育成します。



コラム 6

世界の舞台へはばたけ

～福岡県タレント発掘事業～

福岡県タレント発掘事業は、県内の子どもたちの運動や体力への関心・意欲を高めることや、優れた素質を持つ子どもたちを組織的・計画的に発掘、育成し、県民に夢や感動を与えるトップアスリートを継続的に輩出することを目的としています。

本事業では、子どもたちの中に潜在する可能性を「見つけ」「育てる」とともに、自分にあった競技を探し「活かす」という3つのプログラムに取り組んでおり、平成16年に全国で初めて実施して以降、45万人を超える児童生徒が本事業に応募し、そのうち418名の修了生が出ております。

これまで、全国大会での優勝者はのべ204名を輩出、国際大会にはのべ379名が出場し、優勝者34名を含む93名が3位以内入賞を果たすなどの成果があがっています。

さらに、東京2020オリンピック競技大会では、本事業から初めて3名のオリンピックを輩出することができました。

今後も、本県ゆかりのトップアスリートがオリンピックをはじめとする世界の舞台で活躍することを期待しています。

※数字は令和4年2月末現在



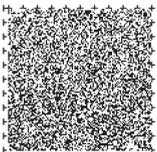
能力開発・育成プログラムの様子
(フェンシング競技)



パスウェイプログラムの様子
(自らの将来像についてのプレゼンテーション)



<タレント発掘事業HP>



柱Ⅲ 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

困難を抱える青少年に対しては、速やかに困難な状況を脱却又は軽減し成長できるよう、家族も含め、途切れなく、きめ細かな支援をする必要があります。

基本目標 1 困難な状況に応じて支援する



(施策の方向)

(1) 障がいのある青少年への支援

(2) 貧困等の状況にある青少年への支援

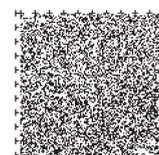
(3) 社会的養護の充実

(4) 外国人の子どもや帰国児童生徒の支援

障がいの有無や家庭の状況に関係なく、全ての子どもたちが、夢と希望をもって成長できるよう継続性のある支援の充実が求められています。

○ 現状・課題 (障がいのある青少年)

- ・ 本県における特別支援学校の在籍者数は2017(平成29)年度の5,945人から2021(令和3)年度には6,440人に増加し、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学校に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望に向かって成長できるよう、発達障がいや精神障がいを含め、その種類や程度、一人一人のニーズに応じた適切な指導や継続性のある支援の充実、さらには環境づくりが必要です。
- ・ 発達障がいがありながら、検査等を受ける機会がないまま学校を卒業し、就労の場や地域社会において周囲の理解が得られず困難な状況にある若者もいます。
- ・ 障がいのある青少年が社会的、経済的に自立するため、発達段階に応じた勤労観、職業観の育成や就労支援等が必要です。



○ 現状・課題 (貧困等の状況にある青少年)

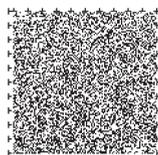
- 本県における17歳以下の生活保護率及び小中学生の就学援助率は、ともに全国平均に比べて高く、子どもの貧困の現状は、厳しいものとなっています。
生活保護率(2019(令和元)年度): 全国平均 1.0%、福岡県 1.7%
就学援助率(2019(令和元)年度): 全国平均14.5%、福岡県22.2%
- 家庭の経済状況が子どもの生活習慣や学力等に影響し、その結果、子どもの不安定就労等による低収入につながり、この子どもが親となった時に、またその子どもが貧困状態に陥るといった「貧困の世代間連鎖」も社会問題となっています。
- すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業につくことで、地域社会を支える一員として活躍できるよう、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- 少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加等さまざまな要因により、本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども(ヤングケアラー)がいます。

○ 現状・課題 (社会的養護)

- 本県においては、約1,800人(2020(令和2)年度)の子どもたちが児童養護施設や里親家庭等で生活しており、その中には、虐待を受けた子どもや発達障がいのある子どもが増えていることから、よりきめ細かなケアが必要となっています。
- 2016(平成28)年に児童福祉法が改正され、自らの家庭で過ごすことができない子どもについて、家庭と同様の環境で養育されるよう、特別養子縁組、養子縁組、里親への委託を進め、それが難しい場合は、できる限り家庭的な環境となるよう、小規模化かつ地域分散化された施設で養育することとされており、これを推進していく必要があります。
- こうした子どもたちは、保護者からの支援を受けられない場合も多く、円滑に社会に巣立っていけるよう、きめ細かな自立支援に取り組む必要があります。

○ 現状・課題 (外国人の子どもや帰国児童生徒)

- 国際化の進展に伴い外国人の子どもや帰国児童生徒が増加していることから、日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。
- 県内の在留外国人数は増加傾向にあり、2021(令和3)年6月現在で79,206人となっています。働き手としての外国人が増加する中、その帯同家族としての外国人の子どもたちも増加していくことが予想されることから、外国人の子どもも含めた受入れ環境の整備が必要です。



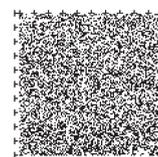
○ 施策の方向

(1) 障がいのある青少年への支援

- ・障がいについて正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、健康診査等を通じ、障がいの早期発見、早期療育を支援します。
- ・発達障がいのある人とその家族が豊かな生活が送れるよう、県内4地域に設置した「発達障がい者支援センター」を中核として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との緊密な連携のもと、切れ目ない支援を行っていきます。
- ・また、在宅の障がいのある人のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児施設等の有する療育支援機能を活用し、身近な地域での療育体制の充実を図ります。
- ・医療的ケア児者とその家族が身近な地域に必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児支援センターにおいて、ワンストップ相談支援や緊急時の一時預かりなどの支援を行うとともに、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関の確保、介護する家族の負担軽減を図るためのレスパイト事業の実施等、充実した支援体制の構築を図ります。
- ・仕事を求める障がいのある人の身近な地域で福岡県発達障がい者支援センターやハローワーク等の関係機関とネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行うとともに、障がい者雇用拡大事業として、就職相談、マッチング、定着支援等、障がいのある人の就職を支援します。
- ・「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村とも連携し、障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。
- ・障がいのある人が働くために必要な技能を習得できるよう、福岡障害者職業能力開発校において計画的な職業訓練を実施するとともに、県内各地域に民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的な訓練を実施します。

(2) 貧困等の状況にある青少年への支援

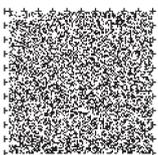
- ・現在、貧困の状況にある子どもとその家庭への支援はもとより、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」を行います。
- ・家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- ・生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図るほか、保護者も含めた相談支援を通じて大学等進学に向けた後押しを行います。



- ・「子ども支援オフィス」において、貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。
- ・保護者の就労機会確保に向けて、職業訓練の実施や年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、正規雇用促進企業支援センターにおいて、正社員就職の希望の実現に向けた受け皿づくりや不本意ながら非正規雇用で働いている方の正社員転換を支援します。
- ・ひとり親家庭の親に対して、県内3か所に設置しているひとり親サポートセンターにおいて、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。
- ・自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付を無利子で行います。
- ・ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、各種手当の支給、資金の貸付け等の経済的支援を行います。
- ・子育て世帯、特にひとり親家庭の親子、父母のいない子どもに医療費の一部助成を行うことにより、子どもやひとり親家庭の健康保持及び福祉の増進を図ります。
- ・県営住宅への入居申込みにおいて、ひとり親世帯（20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯）に対し、抽選方式募集では抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与します。
- ・家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関の理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを確実に福祉施策に繋がめます。

(3) 社会的養護の充実

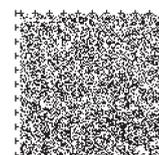
- ・様々な広報媒体や機会を活用し、里親制度の普及啓発を図るとともに、乳幼児期は特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集する等、乳幼児の里親委託を推進します。
- ・質の高い里親養育を行うため、NPO法人等を活用し、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング機関を整備します。
- ・代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。



- ・ 里親等に対し、虐待を受けた子どもとの関わり方など専門的な心理相談支援を行うとともに、委託前の児童との交流に要する経費を助成し、丁寧なマッチングを行うことにより、里親委託を推進します。
- ・ 行動や情緒面で課題を抱える子ども等、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進します。
- ・ 児童養護施設等における心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図ります。
- ・ 個々の子どもの学習能力に応じて、十分な教育が受けられるよう、施設等における学習環境の充実を図ります。また、就職や進学に必要な費用の一部負担、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保、自立前の「一人暮らし体験」の実施等により、施設等の子どもが円滑に社会に巣立つことができるよう支援します。
- ・ 施設等を退所し、就職する子ども等に対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援します。
- ・ 子ども等に対する継続的な相談支援や状況把握を行う専任職員の配置を進め、施設等における自立支援機能の充実を図ります。
- ・ NPO法人を活用し、児童福祉、法律や心理支援等の専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談や生活支援、就業支援等を行うとともに、退所した子どもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。

(4) 外国人の子どもや帰国児童生徒の支援

- ・ 外国人の子ども等日本語指導を必要とする子どもへの対応として、個に応じた指導を実施するための学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援する取組を推進します。
- ・ 外国人が、安全・快適に暮らしていけるよう、多言語での生活全般に関する情報提供、相談窓口の設置、医療に関する案内・通訳支援の充実等の取組を進めます。



コラム 7

発達障がい者等の就労や自立を支援

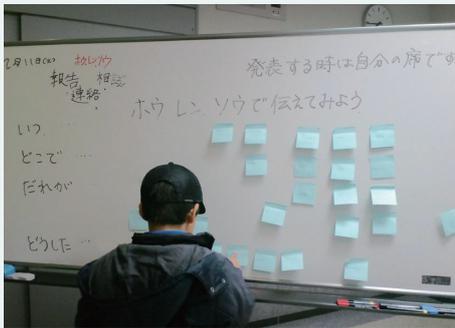
～「NPO法人発達障がい者就労支援ゆあしっぷ」の取組～

発達障がい者の保護者で立ち上げた、発達障がい者等の就労や自立を支援する団体です。

団体設立当時、発達障がい者に対する理解や支援は乏しく、特に知的障がいを伴わずに障害者手帳が取得できない発達障がい者は支援の対象外とされることがありました。就労面では障害者手帳がなければ障がい者雇用率制度上の対象障がい者とはならず、かといって一般枠での就職活動は障がい特性のため難しく、採用されたとしても継続することが難しい方もいました。

そこで、障害者手帳の有無に関わらない支援を行うことを目的とし、発達障がい者等が就労するために身につけておきたいマナーやルールを学ぶ塾や研修、発達障がいについてや発達障がい者等との関わり方を学ぶセミナーを行っています。また、当事者のみならず、支援者や企業からの相談、当事者と保護者のための集いの場づくりの運営も継続して行っています。

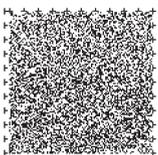
【令和元年度内閣府「子供と家族・若者応援団表彰」の内閣総理大臣表彰を受賞】



ビジネスマナー講座の様子



発達障がい者自立支援セミナーの様子



基本目標2 青少年の被害・加害を防止し、保護する



(施策の方向)

- (1) 児童虐待の防止
- (2) いじめの防止
- (3) 犯罪被害にあった青少年やその家族への支援
- (4) 非行防止対策
- (5) 自殺対策
- (6) 非行少年等への立ち直り支援

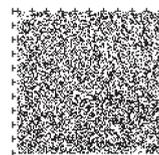
青少年の犯罪等被害を防止し、加害者とならないための施策を実施し、被害を受けた場合は保護することが必要です。

○ 現状・課題(児童虐待防止)

- ・ 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめることもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。
- ・ 児童虐待相談対応件数は、近年、高い水準で推移しており、本県においては、2020(令和2)年度には10,272件となっています。
- ・ 2020(令和2)年度に、全国において児童虐待による警察等から児童相談所への通告件数は103,625件と、過去最多となったほか、本県においても、幼い児童が虐待を受け、命を落とすという痛ましい事案が続けて発生する等、深刻な状況にあります。
- ・ 児童虐待の早期発見及び防止のためには、児童相談所の体制整備に加え、アセスメント(調査分析)力の強化、一番身近な相談窓口である市町村の家庭支援体制の充実、市町村、児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の機能強化等に取り組む必要があります。

○ 現状・課題(いじめ防止)

- ・ 2020(令和2)年度の本県におけるいじめの認知件数は、小学校8,642件、中学校2,153件、高等学校249件となっています。
- ・ 文部科学省は、いじめの認知に関して、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることの証であり、正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切であるとしています。いじめへの対応の第一歩として、いじめを正確に漏れなく認知することが重要です。



- ・スマートフォン等の情報端末の普及により、最近では、SNS等が介在したいじめの発生等、いじめが潜在化・複雑化して、より深刻さが増しています。
- ・全国的にいじめが背景として認められる児童生徒の自殺が発生しており、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、きめ細かな心のケア等の対策が必要となっています。

○ 現状・課題 (犯罪被害にあった青少年等への支援)

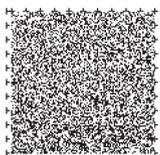
- ・人格形成の途上にある青少年が犯罪等により被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響が大きいことから、被害を受けた青少年の心のケア等、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

○ 現状・課題 (非行防止)

- ・2003(平成15)年以降、本県における刑法犯少年の検挙補導人員は減少傾向にあるものの、2020(令和2)年中は1,159人(全国7位)、再犯者数は336人(全国7位)であり、全国的に見ると高い水準で推移しています。
- ・また、近年の少年を取り巻く社会環境は様変わりし、インターネット上の違法・有害情報の氾濫や大麻乱用等薬物事犯の急増・低年齢化等、少年非行情勢は依然憂慮すべき状況にあります。
- ・複雑・多様化する少年非行問題に対応するため、学校やボランティア団体等の関係機関の連携と社会全体での取組が必要です。
- ・暴力団への加入防止及び暴力団が関与する薬物事犯やSNSを用いた犯罪等からの被害防止を図るため、県内の中学校、高等学校等の生徒を対象に、継続して暴力団排除教室を開催する必要があります。

○ 現状・課題 (自殺対策)

- ・青少年の自殺者は、近年、全国的に増加傾向にあり、本県も同様です。本県における29歳以下の自殺者数は、2020(令和2)年には過去5年間で最も多い152人となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会・生活環境の変化等により、うつ病やうつ状態の人の割合が大きく増加しており、特に変化の影響を受けやすい若年層の自殺者数の増加が指摘されています。
- ・自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。関係機関・団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策に取り組む必要があります。
- ・電話離れが進む若年層がつながりやすい相談窓口を整備する必要があります。



○ 現状・課題(立ち直り支援)

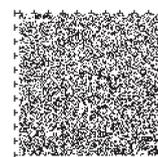
- ・ 非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、また、その家族に対し、関係機関・団体と連携して、継続的な助言・指導等の立ち直りに向けた支援が必要です。
- ・ 非行等の問題を抱える青少年に対し、社会から孤立させないための居場所の確保や生活基盤を安定させるための就労支援等、少年の社会的自立を促すための取組が必要です。

○ 施策の方向

(1) 児童虐待の防止

- ・ 子どもへの虐待の防止及び子どもの権利擁護に関し、基本的理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を策定し、子どもの生命を守り、子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに成長することができる社会の実現を目指します。
- ・ 児童虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、体制の充実を図ります。
- ・ 児童相談所の運営について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図ります。
- ・ 子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所居室の個室化等に取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。
- ・ 一時保護所の子どもに対し、学力、特性に応じたきめ細かな個別指導を行うため、学習指導員を増員し、学習支援の充実を図ります。
- ・ 児童福祉司等に対し、課題を抱える家族への接し方、支援に係る研修や虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施し、専門性の向上を図ります。
- ・ 関係機関で構成する市町村の要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、子どもや家族支援に取り組みます。

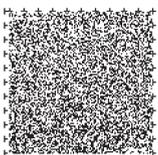
児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、市町村を指導するとともに、子どもに対する危険性が高いと判断した場合は子どもの安全を確保します。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応、再発防止を図るため、児童相談所と警察は緊密に連携しながら、子どもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対処します。
- ・ DVが子どもに及ぼす影響への理解を促進するとともに、DV対応と児童虐待対応の連携強化を進めます。



- ・虐待の早期発見・早期対応のため、児童虐待対応へのノウハウを有する拠点病院が研修や情報提供等を行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。また、出産後の養育について不安のある妊産婦等に看護師等が妊娠段階の相談対応から出産、育児まで継続した支援を行います。
- ・市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、子ども家庭全般への相談支援体制等の充実を図ります。
- ・児童相談所において、虐待を行った保護者に対するカウンセリングを行うとともに、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、個々の家族の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、家族の再統合に向けた支援を行います。
- ・児童虐待事案の早期発見、被害児童の早期保護をはじめとした児童虐待事案への的確な対応について職員の資質向上を図るため、研修等を実施します。

(2) いじめの防止

- ・いじめについて、未然防止・早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含む校内全ての教職員で、それぞれの専門性を活かしながら相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ・日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- ・児童生徒のコミュニケーション手段として利用が進むSNSにより、様々な悩みや不安等に対応する教育相談を実施します。
- ・インターネットによる誹謗中傷やいじめ等の防止のための啓発を促進します。
- ・「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「福岡県いじめ防止基本方針」及び「福岡県いじめ問題総合対策(改訂版)」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を更に推進します。



(3) 犯罪被害にあった青少年やその家族への支援

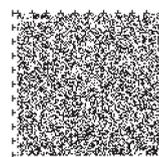
- ・ 犯罪被害に遭った少年の早期発見、保護を行い、犯罪の被害を受けた少年やその家族に対する継続的な支援により、被害少年の立ち直りを図ります。
- ・ 被害少年の早期救出・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行います。
- ・ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター等において、被害直後からの総合的な被害者支援に取り組みます。

(4) 非行防止対策

- ・ 子どもの社会規範等に対する理解の深化、非行行為に走らない判断力や実践力等を高める取組を行います。
- ・ 少年非行を防止するため、学校、地域住民、ボランティア、警察、市町村等と連携した街頭補導活動、立ち直り支援活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成します。
- ・ 学校と警察のパイプ役であるスクールサポーターを1警察署に1人以上配置し、子どもの非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を強力に推進します。
- ・ 少年の非行防止に向けた広報啓発活動や少年を性的被害から守るため、性的犯罪に悪用されるおそれのあるスマートフォン等のツールに着目した予防対策や福祉犯の取締りを推進します。
- ・ 中学生や高校生等の青少年に対し、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪による被害防止のため、継続した暴力団排除教室を実施します。
- ・ 中学校及び高校の関係者と緊密な連携を図り、問題兆候のある生徒の把握を行うとともに、中学生、高校生等に対する暴走族等加入阻止教室の積極的な開催に努めます。
- ・ 大麻や危険ドラッグ等の危険性と乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、暴力団等による密売事件の取締りを強化します。
- ・ ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。
- ・ 万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させます。また、保護者に対しても、少年非行の現状や家庭教育の大切さなどを広報啓発、講話することにより、その重要性を再認識させ、少年の非行防止及び健全育成を図ります。

(5) 自殺対策

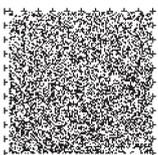
- ・ 自殺を考えている人の悩みを傾聴する相談窓口を設置し、不安軽減を図ることで自殺防止に取り組みます。また、若年層が利用しやすいSNS相談窓口を設置します。



- ・市町村と連携し、悩んでいる人に早く気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を推進します。
- ・保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携した自殺対策を推進します。

(6) 非行少年等への立ち直り支援

- ・非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、心の拠り所となる居場所の確保、生活基盤を安定させるための就労・定着支援等を行い、再犯を防止します。
- ・大麻事犯で検挙補導された少年の薬物再乱用防止を目的として、少年用大麻再乱用防止ワークブックを用いて、再乱用防止プログラムを実施します。
- ・暴走族等に対する個別面接を積極的に実施し、暴走族等からの離脱に向けた助言や指導を強力に推進するとともに、離脱の意思を示す者に対しては、少年サポートセンター等と連携した社会奉仕体験活動や就学・就労活動等の具体的な行動に向けた立ち直り支援を推進します。
- ・少年及び保護者への継続的な連絡や訪問・面接により、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・団体等と協働し、少年が就学若しくは就労又は生活環境改善がなされることを目標に置き、個々に応じた各種支援活動を推進します。



コラム
8

学校と警察の安全・安心の架け橋

～スクールサポーター制度～

スクールサポーターは県内全ての警察署（臨港・空港署を除く）に1名ずつ配置された警察官OBで、管内の学校を直接訪問して、非行問題等の情報交換のほか、教職員や児童生徒、保護者に対する助言・指導や学校の安全対策への支援を行うなど、学校現場における問題を数多く解消しています。

解消事例として、学校から学級崩壊の相談を受けた際、教育委員会とも連携して対応するとともに、対教師暴力や器物損壊など犯罪情報を入手した際には、警察署による集中的な検挙・補導対策を講じた結果、在校生を中心とした非行集団グループを解体し、学級崩壊も解消することが出来ました。

また管内で連続発生していた不審者による児童に対する声かけ事案では、発生場所周辺の学校を訪問し、情報を集約した結果、不審者を特定して警告を行い、少年の安全を確保することが出来ました。

このようなスクールサポーターの活動は学校現場からも期待が寄せられ、その信頼も厚く、「スクールサポーターに学校訪問してもらおうと安心だ。」との声が多く寄せられています。

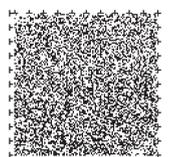
今後もスクールサポーターは学校と警察の安全・安心の架け橋として、更なる連携強化を図り、将来を担う少年たちを守ります。



学校が開催する非行防止学習への支援



学校訪問による児童生徒の非行問題等の情報交換



柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

家庭、学校、地域等が、青少年の成長の場、安全で安心な居場所となるよう、市町村や企業等とも連携しながら、青少年が健やかに成長できる地域社会づくり、環境整備を進めていくことが重要です。

基本目標 1 教育環境づくりを推進する



(施策の方向)

- (1) ICT教育の環境整備と推進
- (2) 教育機会の確保
- (3) 学校、社会教育施設の整備
- (4) 教員の指導力の向上
- (5) 学校の体制整備と組織力の向上
- (6) 幼児教育環境の充実

青少年が、県内どの地域に居ても格差なくしっかり学ぶことができるよう、ICTの整備等、充実した教育環境の整備を進める必要があります。

○ 現状・課題 (ICT教育の環境整備)

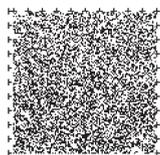
- ・ 全ての子どもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。

○ 現状・課題 (教育機会の確保)

- ・ 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習する子どもたちへの支援が求められています。
- ・ 家庭の経済的な理由等により、教育を十分に受けられないということにならないよう、教育の機会を確保する取組が必要です。

○ 現状・課題 (学校、社会教育施設整備)

- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後30年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。



- ・生活体験や自然体験、社会体験の不足が課題とされている中、社会教育施設の充実したサービスの提供が求められています。

○ 現状・課題（教員の指導力向上）

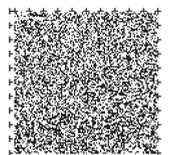
- ・学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- ・ICTを活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。

○ 現状・課題（学校の体制整備と組織力）

- ・学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。
- ・公教育の一翼を担う私立学校は、少子化による就学人口減少の影響を受け、経営環境は大変厳しくなっています。各学校がそれぞれの建学精神に基づく教育目標を明確にして、特色ある教育を展開し、魅力ある学校をつくる必要があります。
- ・少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県が設立している三公立大学法人が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められます。

○ 現状・課題（幼児教育環境の充実）

- ・乳幼児期は、基本的な生活習慣を獲得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎をつくる重要な時期であり、子どものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育・保育の充実を図る必要があります。
- ・幼児教育・保育の無償化の開始や女性の社会進出等により、保育ニーズが増大する中、待機児童の解消を図る必要があります。
- ・保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育等のニーズに応じた多様な保育サービスの充実や、認定こども園の設置等による質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実を図る必要があります。
- ・質の高い幼児教育・保育サービスの提供と量の拡大のため、県は、実施主体である市町村を支援するとともに、幼児教育・保育従事者の確保や研修を行う必要があります。



○ 施策の方向

(1) ICT教育の環境整備と推進

- ・県内どの地域に居ても格差なく、しっかり学ぶことができるよう、日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するために必要なICT環境の整備を図ります。
- ・感染症や災害等における学習の継続、様々な学習上の困難を持つ子どもへの対応等の「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

(2) 教育機会の確保

- ・学ぶ意欲のある子どもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高等学校等奨学金助成事業及び高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- ・県が設立している三公立大学法人において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、授業料減免等の支援を行います。

(3) 学校、社会教育施設の整備

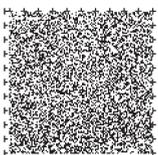
- ・老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等により学校施設の整備・充実を図ります。
- ・図書館や青少年教育施設等の県立社会教育施設の機能の充実を図り、利用者のニーズに即した学習プログラムの開発に取り組みます。

(4) 教員の指導力の向上

- ・採用試験の工夫改善、大学等と連携した教員養成の充実を図ります。
- ・教員の指導力の向上のため、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。

(5) 学校の体制整備と組織力の向上

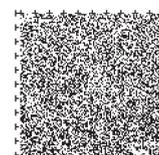
- ・スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員が子どもの指導に専念できる環境の整備を進めます。
- ・教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。
- ・生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェアを普及・推進し、学校の業務改善に取り組みます。



- ・ 多様な教育ニーズに応じるため、県立高校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立高校における情報発信力の向上を図ります。
- ・ 県立学校に部活動指導員を配置するとともに、政令市を除く市町村(学校組合)立学校への配置に係る補助事業を実施し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。
- ・ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図ります。
- ・ 私立学校の経営の健全性の確保、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立学校に対する助成を行います。併せて、私立学校の経営努力や教育改革等、県民の教育ニーズに対応するため、自主的な取組を支援します。
- ・ 県が設立している三公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標を掲げ、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成します。

(6) 幼児教育環境の充実

- ・ 幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割等について情報提供を行うとともに、幼児教育・保育の質の向上の一体的推進を図ります。
- ・ 市町村の対策状況を踏まえ、待機児童発生率等に応じて、重点的・効果的に受け皿整備・保育士確保を市町村に働きかけ、早期の待機児童解消を目指します。
- ・ 就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援するとともに、福岡県保育士・保育所支援センター(愛称:ほいく福岡)の活用等により増大する保育ニーズに対応する保育士等の確保に努め、幼児教育・保育従事者に対し、必要な研修を実施します。
- ・ 延長保育、病児保育等の実施施設の拡大等、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・ 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- ・ 市町村と県が連携して、発達段階ごとの育児小冊子を配布するとともに、未熟児や乳幼児の育児指導を行います。



コラム 9

ICTを活用した教育

～福岡県立大川樟風高等学校の取組～

福岡県立大川樟風高等学校では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、ICTを活用した教育を推進しています。

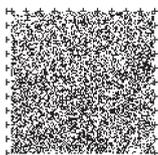
ICT機器を利用し、教員が生徒に課題と解答等を配信して基礎学力の定着を図ります。また、課題の取組状況から生徒の理解度を確認し、授業計画を立てたりしています。

授業中の生徒の疑問点は、タブレット等を利用し全員で共有しながらグループ学習等で意見を出し合って解決していきます。生徒は、グループ学習の中でインプットとアウトプットを行い、知識の定着を図り、授業の振り返りの時間を通して、何ができるようになったかを確認しています。

また、家庭での学習時間をグラフ化することで、生徒が学習への取組を振り返り、学習改善や自己調整力を高めることにつなげています。一方、教員は生徒の家庭学習の状況を把握することで、生徒の希望進路の実現を図るための学習の手立てを考えます。



グループ学習の様子



基本目標2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる



(施策の方向)

- (1) 家庭教育の支援
- (2) 地域全体で子どもを育む環境づくり
- (3) 安全・安心なまちづくり
- (4) 有害環境への対応
- (5) 子育て支援の充実
- (6) ひとり親家庭への支援
- (7) 青少年の成長を支える担い手の養成
- (8) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

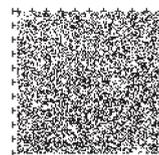
青少年の育成は、家庭や学校だけではなく、青少年育成団体、企業、県や市町村等の行政機関等、それぞれが責任を果たしながら、社会の構成員すべてが連携して取り組んでいくことが大切です。

○ 現状・課題 (家庭教育)

- ・「青少年県民意識等調査」(2020(令和2)年度)によると、小・中・高校生保護者の約7割が青少年の健全育成のために必要なこととして、「家庭でのしつけや教育の充実」をあげています。
- ・少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、子育てに不安や悩みを抱える家庭の増加等、家庭教育を行う上で困難な現状が指摘されています。
- ・家庭におけるしつけや教育を充実させるため、保護者への支援が求められています。

○ 現状・課題 (地域全体で子どもを育む環境づくり)

- ・家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきたしつけ、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得等の教育機能が低下してきています。また、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。このため、家庭、学校、地域、企業、行政がより一層連携・協働して一体となって子どもの育成に取り組む必要があります。



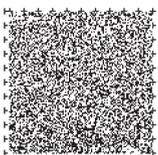
- 学校と地域が、めざす子どもの姿や学校の教育目標等を共有できる制度である「コミュニティ・スクール」と、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う「地域学校協働活動」を一体的に推進する必要があります。
- 県においても、市町村や様々な関係機関・団体との連携を図りながら、知事部局、教育委員会、警察本部が一体となって、青少年施策を総合的・計画的により一層推進することが求められます。

○ 現状・課題（安全・安心なまちづくり）

- 交通事故の被害者になりやすい児童生徒の安全な通行を確保するため、交通量が多く事故の危険性が高い通学路においては、危険箇所の改善が課題となっています。
- 自転車は青少年にとって手軽な乗り物ですが、その安全な利用のためには、学校や地域での安全指導・安全学習が必要であり、安全な通行の確保のため、利用環境の整備が求められています。
- 2020（令和2）年3月に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、2020（令和2）年4月から「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を施行しました。自転車の安全利用や万一に備えるための自転車損害賠償保険等への加入徹底等、更なる取組が必要です。
- 2020（令和2）年中の刑法犯認知件数は27,627件で、戦後最多を記録した2002（平成14）年当時と比べると6分の1以下まで減少していますが、子どもや女性等が被害者となる犯罪等は高水準で推移しています。このため、関係機関・団体と協働して犯罪防止に配慮した環境設計によるまちづくり等を推進する必要があります。

○ 現状・課題（有害環境への対応）

- 有害図書、有害ビデオ、有害広告物等に加え、インターネット上に有害情報が氾濫しています。このため、青少年が有害情報に触れることが無いよう環境の整備を図る必要があります。
- 2020（令和2）年中に大麻乱用で検挙補導された少年は62人（前年比+17人、+37.8%）と急増しており、大麻に重点を置いた薬物乱用防止の啓発を推進する必要があります。
- インターネット上の有害な情報による犯罪の加害・被害等から青少年を守るため、フィルタリングソフトの利用促進等、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備が必要です。



○ 現状・課題 (子育て支援)

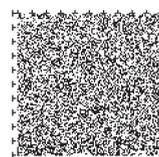
- ・ 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、地域が担ってきた子育て支援機能が薄れ、身近なところに子育てについて相談できる相手がいない等、子育てが孤立化する傾向にあるため、親と子の育ちを社会全体で支えていくことにより、各家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく必要があります。
- ・ 保護者の不安を解消し、安心して子育てできる環境をつくるため、必要な時に適切な医療が受けられる小児救急医療体制の整備が求められています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の開始や女性の社会進出等により、保育ニーズが増大する中、待機児童の解消を図る必要があります。
- ・ 保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育等のニーズに応じた多様な保育サービスの充実や、認定こども園の設置等による質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実を図る必要があります。仕事と子育ての両立に向けて、更なる環境整備が必要です。
- ・ 小学校就学後も児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりも必要です。

○ 現状・課題 (ひとり親家庭への支援)

- ・ ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居等の問題等日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- ・ 収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭及び寡婦に対して、収入の安定化を図るため、就業支援、養育費の確保、各種資金の貸付等の支援を行う必要があります。
- ・ 特に、母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていない現状があるため、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。

○ 現状・課題 (担い手の養成)

- ・ 青少年は、様々な人間関係の中で、健やかに成長していきます。青少年の成長を支える地域の多様な担い手や、専門的な知識を有する人材を養成する必要があります。
- ・ 多様な担い手を確保するためには、県内の各地域において、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で多彩な活動を行っている青少年育成団体やNPO・ボランティア等の関係団体との連携も重要です。
- ・ 青少年育成活動の活性化のため、子どもを指導する上での基礎的な知識や技能の習得に向け、指導者を対象とした研修を実施するとともに、指導者の確保や活動場所の提供等の活動支援が必要です。



- ・ 青少年の成長に関わる様々な専門職、支援者の養成、確保を推進するとともに、その安定的な活動を支援することが求められています。
- ・ SNS等を使用した「ネットいじめ」をはじめ、重篤な児童虐待事案等に対して、学校と警察が連携し、迅速かつ的確に対応することが求められています。

○ 現状・課題(ワーク・ライフ・バランス)

- ・ 一人一人がやりがいや充実感を感じながら働くとともに、子育てや家族と過ごす時間等を確保することができるよう、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- ・ また、誰もが安心して活躍できる魅力ある職場環境を整えることは、若年人材の確保・定着等のメリットが生まれる可能性もあることから、企業等に対してそうした理解を広げていく必要があります。

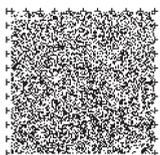
○ 施策の方向

(1) 家庭教育の支援

- ・ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ・ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成等の取組の充実を図ります。
- ・ 市町村に対して、家庭教育支援に関する情報や研修の機会を提供することで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。
- ・ 子育ての悩み、不安の解消を図る相談体制の充実を図ります。
- ・ 家庭教育の大切さと役割を記載したチラシを作成し、小中学校の児童生徒や幼児を持つ家庭等に配布します。
- ・ 市町村と県が連携して、発達段階ごとの育児小冊子を配布するとともに、未熟児や乳幼児の育児指導を行います。
- ・ 小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣習得のための取組を推進します。

(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり

- ・ 保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営を行う「コミュニティ・スクール」と、地域と学校が連携・協働し地域住民等の参画を得て学校支援・学習支援・体験活動を実施する「地域学校協働活動」を一体的に推し進めることにより、地域全体で子どもの学びや成長を支える教育環境の充実を図ります。



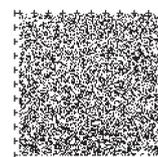
- ・地域住民や企業、団体等の参画を得ながら、放課後や休業日の学習支援や体験活動のさらなる充実を図ります。
- ・福岡県青少年育成県民会議や福岡県青少年団体連絡協議会を中心とした青少年育成団体相互の連携を促進します。
- ・地域において多彩な青少年育成活動を行っているNPO・ボランティア等の関係団体との連携を進めます。
- ・子どもの基本的人権を守るため、18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての権利を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を推進します。
- ・学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。
- ・家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。

(3) 安全・安心なまちづくり

- ・交通事故の被害者になりやすい子どもの安全な通行を確保するため、交通事故の危険性の高い箇所や通学路等においては、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な交通事故抑止対策を推進します。
- ・保護者や地域のボランティア等の協力による登下校の見守り体制の強化等、日常的・継続的な安全対策を推進します。
- ・自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車利用者に対する交通安全教育やルール・マナーの広報啓発活動を推進するとともに、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により義務化された自転車損害賠償保険等への加入を徹底します。
- ・子どもを犯罪被害から守るため、関係機関・団体、地域住民等と協働した予防活動を推進します。
- ・街頭防犯カメラや防犯性能の高い住宅の普及を促進することで、性犯罪の起きにくい環境整備に努めます。

(4) 有害環境への対応

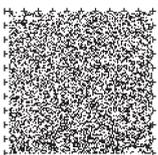
- ・薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発活動において、大麻に重点を置いた啓発を推進します。
- ・大麻や危険ドラッグ等の危険性と乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、暴力団等による密売事件の取締りを強化します。



- ・安全、安心なインターネットの利用環境づくりのため、県民や事業者への広報・啓発活動を通じた、フィルタリングサービスの利用やインターネットの適切な利用を推進します。
- ・青少年が悪質なサイトを利用し、被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリング等の広報啓発活動を推進します。
- ・ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し、情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。
- ・歓楽街を中心とした少年の補導活動や業者に対する有害環境浄化のための協力要請活動等の諸活動を推進します。

(5) 子育て支援の充実

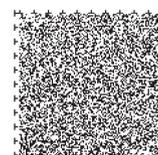
- ・市町村において、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の効果的な運営を支援します。また、相談支援の充実に向けて、保健師等の専門職を対象とした研修を実施します。
- ・市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止に努めます。
- ・市町村と県が連携して、発達段階ごとの育児小冊子を配布するとともに、未熟児や乳幼児の育児指導を行います。
- ・就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援するとともに、福岡県保育士・保育所支援センター（愛称：ほいく福岡）の活用等により増大する保育ニーズに対応する保育士等の確保に努め、幼児教育・保育従事者に対し、必要な研修を実施します。
- ・延長保育、病児保育等の実施施設の拡大等、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・市町村が行う放課後児童クラブの整備等を支援します。
- ・地域における新たな子どもの居場所や支援の必要がある子ども・家庭の気づきの場であるとともに、幅広い世代の交流や地域の賑わいづくり等、多様な役割が期待される子ども食堂について、市町村や民間団体と連携した支援を行います。
- ・地域子育て支援拠点等の設置を促進し、地域の子育て応援体制づくりを進めます。
- ・ふくおか・みんなで家族月間キャンペーンの実施や子育て応援パスポートの利用促進等により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。
- ・企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と子育ての両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進します。



- ・子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成し、地域における子育て支援の人材育成を進めます。
- ・市町村の対策状況を踏まえ、待機児童発生率等に応じて、重点的・効果的に受け皿整備・保育士確保を市町村に働きかけ、早期の待機児童解消を目指します。
- ・子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ります。
- ・地域の実情に応じた休日・夜間の診療体制の整備を進めるため、地域の小児拠点病院とかかりつけ医療機関をはじめとする地元開業小児科医との連携等を促進し、小児救急医療体制の確保を図ります。
- ・子育て中の方が職業訓練を受講しやすいよう、施設内訓練中の託児サービスを行います。また、働く意欲があるにも関わらず、子育てによる時間的制約等によって職業訓練や就職支援の機会を得ることが少ない方の職業訓練の受講、就職支援を図るため、子育て中の方も受講しやすい職業訓練を民間の教育訓練機関等を活用し実施します。
- ・若年世帯・子育て世帯が住宅にかかる負担を抑えながらライフスタイルに合った住生活を送れるよう、既存住宅の取得や改修を促進します。

(6) ひとり親家庭への支援

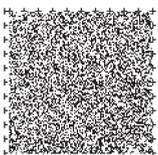
- ・ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進します。
- ・ひとり親家庭及び寡婦の一時的な日常生活の支障に対し、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。
- ・ひとり親家庭の児童に大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、子どものよき理解者として進学相談等に応じます。
- ・ひとり親家庭及び寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う保健福祉（環境）事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修等により資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図ります。
- ・保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立と子どもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行います。
- ・県内3か所に設置しているひとり親サポートセンターにおいて、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。
- ・自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付を無利子で行います。



- ・ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談等を行うとともに、電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施します。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な方に対して、都合のよい時間と場所で弁護士に無料で1時間相談できるクーポンを発行します。
- ・公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図ります。
- ・市町村におけるひとり親家庭の子ども保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に、児童扶養手当を支給します。
- ・ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成します。
- ・生活の維持や子どもの修学等で経済的に困っているひとり親家庭及び寡婦向けに、各種資金の貸付を行います。
- ・県営住宅への入居申込みにおいて、ひとり親世帯（20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯）に対し、抽選方式募集では抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与します。

(7) 青少年の成長を支える担い手の養成

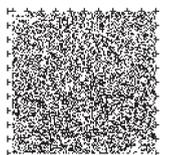
- ・青少年アンビシャス運動参加団体や福岡県青少年育成県民会議、福岡県青少年団体連絡協議会等を活用した体験活動を推進し、指導者を養成します。
- ・青少年の健全育成活動を行っている団体への支援を行います。
- ・多様な体験活動のための効果的なプログラムの開発、指導者・リーダーを養成します。
- ・福岡県立大学において、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の子どもたちの社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成等に取り組みます。
- ・警察ボランティア等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材を確保するとともに、研修を充実します。
- ・地域における非行防止活動の牽引役である少年補導員や少年指導委員の知識・技能の向上を図り、地域におけるボランティアリーダーを育成するための研修を行います。



- ・学校と警察のパイプ役であるスクールサポーターを1警察署に1人以上配置し、子どもの非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を強力に推進します。

(8) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・男女にかかわらず、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進します。
- ・企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する子育て応援宣言企業及び介護応援宣言企業の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを促進するとともに、特に、女性と比べて取得率・取得期間が低水準に留まる男性の育児休業取得について企業の取組を促進します。
- ・県内4地域で、職場内でのコミュニケーションの活性化の手法も含め働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供する等により、魅力ある職場づくりを実行する「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」を増やしていきます。また、他の企業の模範となるよう、働き方改革実行企業の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場づくりの輪を広げていきます。



経験豊富な高齢者が子育てを応援

～ふくおか子育てマイスター～

年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて活躍し続けることができる「70歳現役社会」づくりの一環として、豊かな知識や経験を持つ高齢者に地域の多様な子育て支援の場で活躍していただくため、県では、ふくおか子育てマイスター制度を平成24年度に開始しました。

ふくおか子育てマイスターは、子育て支援に意欲のある60歳以上の方を対象にした、子育て支援に必要な知識や技能を習得する研修を修了された方々です。研修は、県内4地域で、病気への対応や事故防止、相談対応のノウハウなどの講義を全7日・30時間にわたって行っています。

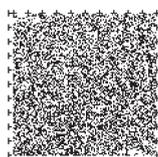
令和3年3月末現在、1,700人がマイスターとして登録しており、保育所や幼稚園での補助業務、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターでの活動、地域イベントでの託児、絵本の読み聞かせのボランティア、グループでの親子ひろばの開催など、さまざまな形で活躍しています。マイスターのみなさんからは「子どもの成長に日々元気をもらえる」との声が多く寄せられています。



ふくおか子育てマイスター ロゴマーク



イベントでの託児



基本目標3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する



(施策の方向)

(1) ICTを活用した教育の推進

(2) 交流機会の確保

(3) 学校・施設における感染症対策

(4) 困難を抱える青少年への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大は、青少年の日常にも影響を与え、臨時休校や学校行事の中止・延期等に加え、仲間と一緒に遊ぶことや交流・体験活動、地域の行事への参加等が難しくなりました。また、コロナ禍を背景とした世帯所得の減少等により、貧困等の状況にある青少年の置かれた状況が一層厳しいものとなっています。

一方で、学校教育における「1人1台端末」の整備や家庭学習のための通信機器整備支援などの「GIGAスクール構想」が加速しています。

県では、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えて、困窮家庭への支援等の充実に努めるとともに、ICTを活用した教育の推進、オンラインによる交流機会の確保など、これまでになかった取組も積極的に取り入れ、教育の充実と人と触れあう場の創出を図ることで、新型コロナウイルス感染症の拡大というピンチをチャンスに変えていきます。

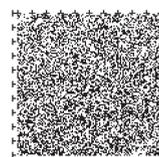
○ 施策の方向

(1) ICTを活用した教育の推進

- ・ 県内どの地域に居ても格差なく、しっかり学ぶことができるよう、日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するために必要なICT環境の整備を図ります。
- ・ 感染症や災害等における学習の継続や様々な学習上の困難を持つ子どもへの対応等の「学びの保障」のため、ICTの持つ特性を最大限活用する取組を推進します。

(2) 交流機会の確保

- ・ 子どもたちの集団による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験等の取組を推進します。



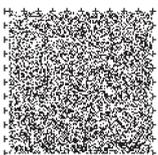
- 子どもの主体的な実践意欲、社会性や他人を思いやる心等を育成する観点から、学級活動、生徒会活動や学校行事等の学校教育活動及び社会教育活動において、自然体験活動、社会貢献活動、読書活動等を推進します。なお、その際、グループ活動による「鍛ほめ福岡メソッド」の積極的な活用を図ります。
- 地域の高齢者、学生、NPO、民間企業等、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・活動し、放課後の様々な体験活動を実施することにより、子どもの主体性や協調性を育みます。
- 様々な国の子どもたちのホームステイ受け入れや地元大学留学生との交流、国際大会への参加等を通じて、世界の多様性に対する青少年の理解を深めます。
- 海外で働いている人や海外留学の経験者等とのオンライン等による交流機会を設け、グローバル社会で活躍したいという志の醸成を図ります。
- 異文化を理解する国際的な視野を広げ実践的なコミュニケーション能力を育成するため、海外研修や海外への留学を支援する取組や在日留学生等との交流を促進する取組を推進します。
- 県が設立している三公立大学法人において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、アジアをはじめ世界の大学との学術交流、外国人留学生の受け入れ等を促進します。

(3) 学校・施設における感染症対策

- 学校における感染及びその拡大のリスクを低減し、子どもの安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、感染防止対策の徹底を図ります。
- 社会教育施設等において、感染拡大防止を図るとともに、県立図書館における電子書籍の整備や県立美術館の所蔵作品を鑑賞することができるサイトや、子どもたちの学習に役立つサイト「どこでもケンビ(バーチャル美術館・edukenbi(えでゅけんび))」を公開する等、施設機能の充実を図ります。

(4) 困難を抱える青少年への支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- 生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図るほか、保護者も含めた相談支援を通じて大学等進学に向けた後押しを行います。
- 「子ども支援オフィス」において、貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。



- ・ 保護者の就労機会確保に向けて、職業訓練の実施や年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、正規雇用促進企業支援センターにおいて、正社員就職の希望の実現に向けた受け皿づくりや不本意ながら非正規雇用で働いている方の正社員転換を支援します。
- ・ ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進します。
- ・ ひとり親家庭の親に対して、県内3か所に設置しているひとり親サポートセンターにおいて、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。
- ・ 自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付を無利子で行います。
- ・ ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭や障がい児がいる家庭、生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、各種手当の支給、資金の貸付け等の経済的支援を行います。
- ・ 子育て世帯、特にひとり親家庭の親子、父母のいない子どもに医療費の一部助成を行うことにより、子どもやひとり親家庭の健康保持及び福祉の増進を図ります。
- ・ 県営住宅への入居申込みにおいて、ひとり親世帯（20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯）に対し、抽選方式募集では抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与します。
- ・ 家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関の理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを確実に福祉施策に繋げます。
- ・ 学ぶ意欲のある子どもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高等学校等奨学金助成事業及び高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- ・ 県が設立している三公立大学法人において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、授業料減免等の支援を行います。

